

2009 年 8 月 25 日 全 4 頁

総会招集通知等の公衆縦覧

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

[要約]

- 2009 年 7 月 30 日、東証は『「2008 年度上場制度整備の対応について」に基づく有価証券上場規程等の一部改正について』を発表した。
- この中で、上場会社による株主総会の招集通知等の東証への提出と、その公衆縦覧、つまり、一般への公表が定められている。
- 実際の適用は、2010 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会（3 月決算会社の場合、2010 年 6 月定時株主総会）からとされている。

はじめに

○2009 年 7 月 30 日、東京証券取引所（以下、東証）は、『「2008 年度上場制度整備の対応について」に基づく有価証券上場規程等の一部改正について』¹を発表した。また、東京証券取引所自主規制法人も、『「2008 年度上場制度整備の対応について」に基づく業務規程の一部改正について』²を発表した。

○これは、東証が 2008 年 5 月 27 日に発表した『2008 年度上場制度整備の対応について』（以下、「原案」という）³や、2009 年 4 月 23 日の上場制度整備懇談会提言『安心して投資できる市場環境等の整備に向けて』⁴（以下、「懇談会提言」という）などを受けたものである。その主な項目を挙げると次のようになる。

- ①企業行動規範の整備（「遵守すべき事項」と「望まれる事項」の明確化など）
- ②実効性確保手段の多様化を踏まえた対応等

¹ 東証のウェブサイト (http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730_a1.pdf) に掲載されている。規則改正の新旧対照表も公表されている (http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730_a2.pdf)。

² 東証のウェブサイト (http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730_b1.pdf) に掲載されている。規則改正の新旧対照表も公表されている (http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730_b2.pdf)。

³ 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2008program.pdf>) に掲載されている。なお、拙稿『東証の 08 年度上場制度整備』（2008 年 6 月 4 日付レポート）も参照。

⁴ 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/discussion.html>) に掲載されている。なお、拙稿『第三者割当、株式併合等に関する東証懇談会提言』（2009 年 4 月 30 日付レポート）も参照。

- ③投資者が安心して投資できる環境の整備（第三者割当規制など）
- ④株主と上場会社の対話促進のための環境整備（株主総会の招集通知等の東証への提出・公衆縦覧）
- ⑤会社情報の適時開示等の充実に向けた対応
- ⑥上場会社監査事務所登録制度に関する企業行動規範の追加
- ⑦その他（有価証券報告書等の提出延長が承認された場合の開示義務など）

○本稿では、これらのうち「④株主と上場会社の対話促進のための環境整備（株主総会の招集通知等の東証への提出・公衆縦覧）」に関する部分を紹介する。

1. 招集通知等の取引所提出と公衆縦覧同意

○招集通知等に関する東証規則改正のポイントは、次の通りである（改正後の東証有価証券上場規程施行規則 420 条 1 項）。

- ①上場内国会社は、株主に対して次のものを発送する場合には、発送する書類をその発送日までに東証に提出する。
 一株主総会招集通知書
 一その添付書類
- ②上記①の提出は、これらの書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行う。
- ③上場内国会社は、これらの書類を東証が公衆縦覧に供することに同意する。

○上記①は、招集通知等の東証への提出義務、上記②は、（紙ベースではなく）システム等を通じて提出手続を定めたものである。提出の期日は、招集通知等の「発送日」までと定められている。

○上記③は、提出された招集通知等について、東証が公衆縦覧し、一般に公表することを明らかにし、発行会社がそれに同意することを求めたものである。

○この趣旨について、原案では、「株主総会の招集通知等を当取引所ホームページに掲載して、より早期に株主が招集通知等を閲覧できるよう対応を図るもの」と説明されており、この考え方は基本的に維持されているものと考えられる（『「2008 年度上場制度整備の対応について」に基づく上場制度の整備等について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について』⁵参照）。

○公衆縦覧の方法は、「当取引所ホームページに掲載」とあることからウェブサイトを通じたネット公表となるものと予想される。

○公衆縦覧の時期については明記されていないが、前述の「より早期に株主が招集通知等を閲覧」という趣旨に照らせば、上場会社による提出後、速やかな公表が予定されているものと思われる。

⁵ 東証のウェブサイト (http://www.tse.or.jp/rules/comment/090519-jojo_3.pdf) に掲載されている。

2. 規則改正の背景

(1) 招集通知等とディスクロージャー

- 会社法上、株主総会の開催に当たって、その会社（厳密には、その会社の取締役）は、株主に対して招集通知を発送しなければならない（会社法 299 条）。
- また、書面又は電磁的方法による議決権行使制度を採用している会社⁶は、株主に対して参考書類（議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類）を交付しなければならない（会社法 301、302 条）。
- その意味では、会社法上、株主に対する株主総会に関する情報提供は明確に義務付けられていると言えるだろう。しかし、これらはあくまでも株主に対する通知・交付義務であって、株主以外の投資者に対しての開示・公表まで義務付けられている訳ではない⁷。その結果、株主以外の投資者が事前に株主総会の議案などを知りたいと思っても、会社が自主的にウェブサイトなどで公表していない限り、その内容を確認することは困難であった⁸。
- 加えて、招集通知・参考書類が郵送される場合、株主、特に遠隔地の株主（例えば、外国人株主など）にとっては、議案などの情報へのアクセスが遅くなる可能性がある。このことは、株主総会への直接の出席が困難な遠隔地の株主にとって、議決権行使書面の返送等を期限に間に合うように早期に行わなければならないことと合わせて考慮すれば、各議案の内容を精査・検討する時間が、実質的に相当、制限される可能性があることも意味している。

(2) 懇談会提言

- 東証では、前記(1)の問題点を踏まえ、従来から、上場会社に対して「株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備」として、招集通知の早期発送、招集通知・参考書類の電磁的提供、招集通知・参考書類の英訳などについて努力するように求めてきた（改正前の東証有価証券上場規程施行規則 437 条。なお、改正後も同内容）。
- こうした東証の対応は一定の成果を挙げてきたが、2009 年 4 月 23 日の上場制度整備懇談会（座長：神田秀樹東京大学大学院法学政治学研究科教授）による提言「安心して投資できる市場環境等の整

⁶ 会社法上、義務付けられているのは、原則として株主数が 1,000 人以上の会社とされている（会社法 298 条 2 項など）。ただし、東証上場会社は株主数に係らず書面による議決権行使等を採用することが東証の企業行動規範により義務付けられている（改正前の東証有価証券上場規程 436 条。なお、改正後の 435 条も同内容）。

⁷ 実際には、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）により、有価証券報告書には定時株主総会に報告した（承認を受けた）計算書類・事業報告の添付が要求されていることから（開示府令 17 条 1 項 1 号ロ）、定時株主総会の招集通知・参考書類は、有価証券報告書の代替書面・添付文書等として提出されることが多い。その意味では、定時株主総会については、株主以外の投資者也、電子開示システム EDINET を通じて招集通知・参考書類を閲覧することは可能だと言うことはできる。ただ、有価証券報告書の提出は、定時株主総会に報告した（承認を受けた）計算書類・事業報告の添付が要求されていることから、必然的に株主総会が終わった後となる。そのため、株主以外の投資者が EDINET を通じて招集通知・参考書類を閲覧できるようになるのは、定時株主総会が終わった後ということになる。

⁸ 株主総会での議案のうち、定款変更議案については、適時開示が要求されていることから（東証有価証券上場規程 402 条 1 号 am）、通常、事前に開示が行われている。

備に向けて」（以下、懇談会提言）⁹では、「より一層の環境改善に努める」ため、「制度の強化を図ること」が求められることとなった。

○今回の規則改正は、この懇談会提言を受けたものだと考えられる。

3. 施行日と今後の論点

○招集通知等の提出・公衆縦覧に関する改正については、2010年（平成22年）3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会（3月決算会社の場合、2010年6月定時株主総会）から適用することとされている（東証有価証券上場規程施行規則改正付則3）。

○今後、上場会社は、来年以降の定時株主総会に向けて対応を進める必要があるだろう。

○他方、機関投資家等の運用機関のサイドは、今回の規則改正が直接何らかの規制に結びつく訳ではない。しかし、受託者責任の観点に立てば、公衆縦覧を通じた招集通知等へのアクセスの早期化を、適切な議決権行使に活用することが求められる可能性があるだろう。

○更に、前述の懇談会提言や、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告¹⁰を踏まえ、上場会社による「株主総会議案の議決結果」開示や、機関投資家等による「議決権行使結果」開示について、今後、取引所や各業界でルール化の検討が進められることが予想される。上場会社・機関投資家等は、これらの議論の動向についても注意しておく必要があるだろう。

⁹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/discussion.html>）に掲載されている。なお、拙稿「第三者割当、株式併合等に関する東証懇談会提言」（2009年4月30日付レポート）も参照。

¹⁰ 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html）に掲載されている。なお、拙稿「金融審スタディグループ報告その3（議決権行使など）」（2009年7月13日付レポート）参照。